

相続税のことをご存じですか？



1. 相続の問題は自分には関係ない？

相続税の対策も必要です！

もしものことがあった時、残されたご家族にはその後の生活という「心配」の他に、相続という「悩み」も発生するかもしれません。

精神的な負担の大きいときに「相続税」の問題があるのは重たいものとなります。

2. 平成27年1月1日以降の相続・遺贈から相続税の基礎控除が縮小されたことをご存じですか？

たとえば相続人（法定相続人）妻と子ども2人（計3人の場合）



※「法定相続人の数」は、相続の放棄がなかったものとして数え、被相続人に養子がいる場合、「法定相続人の数」に含める養子の数は実子がいる場合1人、実子がない場合は2人までとなります。



3. 死亡共済金には相続税の非課税枠があることをご存知ですか？

$$500万円 \times \text{法定相続人の数} = \text{非課税限度額}$$

（例えば、妻+子ども3人の場合 500万円×4人で2,000万円が非課税）

※被相続人の死亡によって取得した共済金等で、その掛金を被相続人が負担していたものが、相続税の課税対象となります。

※死亡共済金受取人が、相続人の場合に限り、非課税枠の適用があります。

※平成28年1月末現在の法令等にもとづき記載しています。



ご自身の非課税枠を確認してみましょう！

①非課税限度額は？ $500万円 \times \text{法定相続人の数} (\quad \text{人}) = (\quad \text{万円} \textcircled{1})$

②非課税限度額の残りはあといくら？
 $\text{上記} \textcircled{1} - \text{死亡共済金} \cdot \text{保険金} (\quad \text{万円}) = (\quad \text{万円})$

4. まとまった資金の活用をお考えの方へ！

JA共済なら満期共済金や退職金を効率よく活用できる保障があります。ご加入時に共済掛金を一時払いとすることで、以後の共済掛金のお払込みは必要ありません。月々のご負担なく、お手元のゆとり資金を有効活用できるのでおすすめです。

将来の安心を増やせる、一生涯の万ー保障

→ 一時払終身共済 (平 28.10)

一生涯の介護保障と万ーの場合の死亡給付金

→ 一時払介護共済

お問い合わせは

JA阿波町 本所 金融共済部 推進課
0883-35-5115 (代表)

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

【16369990122】



未来の自分におくりもの

10年後に100万円!

JA共済で、かしこく準備してみませんか?

10年後の100万円で自分自身の夢を叶えましょう!

結婚・出産

マイホーム資金

マイカー

ブランド品の資金

夢の海外旅行

のんびり家族旅行

JAの養老生命共済には3つの驚き!

- 貯まります** 保障+貯蓄にビックリ! 万一の保障を得ながら、着実に資金を貯められます。
- 増えます** 満期共済金にビックリ! *50万円から始められます。共済掛金累計と満期共済金の差額にご注目ください。
- 抑えます** 節税効果にビックリ! 共済掛金は生命保険料控除対象となります。

満期共済金100万円プラン共済掛金表(口座振替掛金)

女性の 場合	年齢	月別共済掛金	累計共済掛金	総額(満期+差額)	女性の 場合	年齢	月別共済掛金	累計共済掛金	総額(満期+差額)
	30歳	95,415円	954,150円	45,850円		30歳	95,704円	957,040円	42,960円
40歳	95,746円	957,460円	42,540円	40歳	96,288円	962,880円	37,120円		
50歳	96,663円	966,630円	33,370円	50歳	98,126円	981,260円	18,740円		

●本表は期間中(25年)に養老生命が死亡・障害の発生した場合は、死亡・障害金(死亡・障害金)を満期共済金としてお支払いいたします。この場合、お支払いの額は共済掛金よりも多くなります。●本表は満期共済金としてお支払いいたします。●満期共済金(死亡・障害金)は、ご加入の時点で確定しております。●本表は満期共済金としてお支払いいたします。●満期共済金(死亡・障害金)は、ご加入の時点で確定しております。●本表は満期共済金としてお支払いいたします。●満期共済金(死亡・障害金)は、ご加入の時点で確定しております。

思い立ったらすぐ実行! お近くのJAにて「100万円積立保障はじめます!」と宣言してください。



お問い合わせは
JA阿波町 本所金融共済部 推進課
0883-35-5115 (代表)

[1636990124]